

事業実施にあたっての主な要件

〈詳しい要件はHPか千葉県農業会議まで〉

●農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業者等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことができる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期限の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期限の定めのある雇用契約でも可）
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険に加入）
- ⑥ 一週間の所定労働時間が年間平均週35時間以上であること。
（障害者の場合は20時間以上で可）
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめのJP）に掲載していると。
「農業をはじめのJP」：https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in

●新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続または独立する強い意志を有する49歳以下の者であること。
- ② 支援開始時点で、正社員として採用されてから4か月以上12か月未満であること。
- ③ 過去の農業就農期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族ではないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様な研修を受けていないこと

●補完雇用就農者の要件

本事業では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となります。そのため、過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農した場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を新規雇用就農者と同様の条件で雇用していただく必要があります。

- ① 農業法人等において初めて本事業の支援対象となった新規雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採択日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ② 50歳未満（採用時点）の者であること。
- ③ 雇用保険及び労災保険に加入していること（雇用元が法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入。）
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（補完雇用就農者が障がい者である者の場合は20時間以上で可）
- ⑤ 過去の農業就業期間が5年以内であること。

注意事項

① 応募申請は、表のとおり、雇用就農資金令和5年度第1回募集応募申請フォームから入力する。または、「応募申請フォーム以外の申請方法はこちら」より、応募申請（Excelファイル・WordファイルまたはPDF手書き用）に入力し、専用メールにて農業会議に送付する。

（受付専用メール chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp）

ご相談は、一般社団法人 千葉県農業会議

〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁南庁舎9階

TEL 043-223-4480 Fax 043-222-8320

Mail cnk.1104@true.ocn.ne.jp(代表)